

LIBRA

2024年 12月号

〈特集〉

対外広報のこれから

—座談会「学生・市民に訊く」／公式キャラクター「べんとらー」誕生など—





information

東京弁護士会公式キャラクター

「べんとらー」

オリジナルグッズのご紹介



ロールアップバナー



マグネット



続々
展開中!



卓上ロールアップバナー & ぬいぐるみ



*本誌特集とあわせてご覧ください。

LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2024年12月号

2024年 LIBRA 特集一覧

- 1・2月号 少年事件記録の廃棄から考える
2項特別保存のあり方
- 3月号 令和5年 性犯罪関係の刑事法
改正
- 4月号 民事裁判手続のIT化の現在と
これから(前編)
- 5月号 民事裁判手続のIT化の現在と
これから(後編)
- 6月号 弁護士業務の落とし穴(第2弾)
直近の事例をもとに
—困った時には相談を
- 7・8月号 区分所有法制大改正の要点
—改正要綱について
- 9月号 いま確認しておきたい、災害対策・
支援活動と事務所の防災
- 10月号 2024 夏期合同研究
- 11月号 フリーランス新法の概要
—関係政令等を踏まえて—
- 12月号 対外広報のこれから
—座談会「学生・市民に訊く」/
公式キャラクター「べんとらー」
誕生など—



東弁公式キャラクター『べんとらー』

特集

02 対外広報のこれから

—座談会「学生・市民に訊く」／公式キャラクター「べんとらー」誕生など—

- はじめに 深沢岳久
- 第1部 座談会
 - Part 1 学生に訊く
 - Part 2 市民に訊く
- 第2部 新たな広報ツール・コンテンツ
 - 公式キャラクター『べんとらー』 氏原隆弘・齋藤理央・濱島幸子
 - 最新情報はSNSで! 伊藤敬史・菅原草子
 - ウェブサイトの活用 横山裕一・小石川哲
 - ブログ『マンガで学ぶ、身近な問題!』 水落一隆・木村容子
 - 無料アプリ『べんとらー』 伊藤敬史

ニュース&トピックス

- 20 市民集会『困ったもんだよ、マイナ保険証～本当に健康保険証を廃止して
いいのか?!～』実施報告

連載等

- 22 常議員会報告(2024年度 第6回)
- 23 理事者室から
東弁の意思決定過程 高島希之
- 24 人権問題最前線
第31回 2024年 沖縄シンポジウム沖縄とともに—慰霊の日を迎えて— 寺崎昭義
- 25 東弁今昔物語～150周年を目指して～
第29回 著名事件と弁護士の活動 殷 勇基
- 26 憲法訴訟のいま
第4回 安保健法違憲訴訟 その2 棚橋桂介
- 28 弁護士が安心して働くための社会保障
第2回 老後の備え(下) 柿崎弘行
- 30 わたしの修習時代
リハビリ期間だった修習時代 44期 金澄道子
- 31 76期リレーエッセイ
未長く活動するために 梅田弘文
- 32 心に残る映画
『サマータイムマシン・ブルース』 後藤柁哉
- 33 コーヒーブレイク
春駒に会いたい! 松元明美
- 38 インフォメーション

対外広報のこれから

—座談会「学生・市民に訊く」／公式キャラクター「べんとらー」誕生など—

「東弁の広報」をどのようにご覧いただいているでしょうか。

2023年度に待望の公式キャラクター「べんとらー」が誕生しました。「べんとらー」の誕生と前後するように、近年、当会の広報への取組みは活発に動いています。

この度、当会の「対外広報」について、まずは会員の皆様により知ってもらいたい、さらに親しみをもってもらいたい、そして、未来に向けてより良い広報を考える機会となればと思い、広報特集を企画・提案しました。

当会では、現在、各種委員会等によって多くの広報の取組みがなされています。そのなかで、本特集では、主に広報委員会の部会・PTを中心とした広報について、①学生・市民による座談会、②公式キャラクター「べんとらー」を含めた新たな広報

ツール・コンテンツの2部構成でお届けします。

見やすさを工夫した充実した内容となっておりますので、ぜひご覧ください。

LIBRA 編集会議 佐藤 顕子

CONTENTS

はじめに	2頁
第1部 座談会	
Part 1 学生に訊く	3頁
Part 2 市民に訊く	7頁
第2部 新たな広報ツール・コンテンツ	
・公式キャラクター「べんとらー」	12頁
・最新情報はSNSで!	16頁
・ウェブサイトの活用	17頁
・ブログ「マンガで学ぶ、身近な問題!」	18頁
・無料アプリ「べんとらー」	19頁

はじめに

広報委員会委員長 深沢 岳久 (49期)

広報委員会による特集を組んだのは、まず、市民の皆様にご当会・弁護士活動を知っていただくこと、そして分かっていたいただくための努力を継続していることを伝えたいという想いがあったからです。また、それと共に、会員に対して弁護士会の広報の最新の状況をお知らせして理解していただきたいと考えたためです。

最近の動向として、私が2023年4月に委員長を拝命してから、キャラクターPT、マンガPTが新たに立ち上がりました。今後は、公式キャラクター「べんとらー」の活躍が期待されますし、また、人気のある媒体であるマンガを通じて法律に関心を持っていただ

ればと存じます。

そして、2023年度からSNS PTの活動としてLIBRA 読者モニターがスタートしています。これは読者モニターとなった大学生に会報「LIBRA」についての感想を言っていただく企画です。加えて、今回の特集には入っていませんが、2024年9月の広報委員会にて当会への入会促進のためのPR動画作成のためのPTが承認されました。

物事にはその時代における表現があるだろうと思います。広報も同じで、特集を通じて広報委員会そして当会の広報活動の「今」をお読みいただき、何らかを感じていただければ幸いです。

第1部 座談会

Part 1 学生に訊く ～ LIBRA 読者モニターからみた弁護士・弁護士会～



広報委員会では、2023年度から、大学生を対象とした「LIBRA 読者モニター」(以下「読者モニター」)を年度ごとに選任し、毎月『LIBRA』を読んで感想コメントを送っていただき、X(旧 Twitter)で紹介したり、交流会を行ったりしています。初年度は、6大学7名の学生に、読者モニターとして活躍していただきました。本稿では、その第1期生の2名にご参加いただき、座談会を行いました。

日時
2024年7月31日(水) 午後5時30分～

場所
弁護士会館 506 号室

出席者 *敬称略
伊藤 沢 LIBRA読者モニター1期生(大学2年生)
八幡 駿也 LIBRA読者モニター1期生(大学2年生)
福崎 聖子 広報担当副会長(54期)
伊藤 敬史 広報委員会 SNS PT 座長(56期) =司会

司会: 最初に福崎副会長から一言お願いします。

福崎: 本日は貴重なお時間をいただきありがとうございます。若い世代の方々の意見をたくさん聞いて、それを弁護士会の会務に反映させていくことが大事なことだと思います。皆様には、読者モニターの1期生としての重要なお役目を担っていただき、心より感謝いたします。また、皆様には、将来的に法曹を目指すということを考えていただけたら、本当にうれしいことですので、ぜひお待ちしております。

司会: 事前のアンケートで、「読者モニターになってよかったと思いますか」という質問に対しては、うれしいことに、ご回答いただいた6名全員に「よかった」とご回答いただきました。まずは、そのように感じた理由をお聞かせいただけますでしょうか。

八幡: 一番の理由は、様々な交流ができたことです。弁護士との交流もそうですし、他の読者モニターとの交流もありました。最後の企画では市民交流会の

裁判員裁判体験で市民の方とも話すことができました。勉強していく中で、同じ法学部、同じサークルにどんどん固まってしまうことが多いので、いろいろな方と交流することができたのは、すごく有意義だったと思います。

伊藤(沢): 一番よかったのは、ここでしか得られない経験をたくさんさせていただいたことです。これだけたくさんの弁護士とお話できる機会はそうそうないですし、懇親会でざっくばらんな話も伺えたりして。僕としてはすべてが新しい世界で、全部が面白い話で、すごくいい経験になりました。

読者モニターの交流会も、特に第2回のLGBTQ関連訴訟の話は、もちろんニュースの中では知っていた問題ですけど、弁護士実務の世界として、こんなに活躍している弁護士がいて、その弁護士はこういうふうを考えているんだと直接伺える機会を得られたのは得難い経験でした。自分は法曹を目指して



広報担当副会長
福崎 聖子 (54期)

いるんですけども、誰を救えるのかというところにちょっと意識が向いたので、本当にいい経験をさせていただいたと思います。

司会：ありがとうございます。次に、『LIBRA』を読んで印象に残っていることについて伺えればと思います。

伊藤(沢)：個人的に印象に残っているのは、カーボンクレジットの記事です。元々カーボンクレジットという社会問題もしくは新たなビジネスのチャンスというのを知っていましたが、それが『LIBRA』という法律の実務家の雑誌に出てきたというのが、僕にとってすごい衝撃で。この問題意識はここに結び付くんだという。僕自身、まだ学部生の身ではあるんですけど、卒論とかの大テーマのうちの1つの候補の中には加えようとしています。そういった自分の今後に関わる、とてもインパクトのある記事でした。

八幡：僕が印象的だったのは、こんなにたくさん活動しているんだなということです。実際『LIBRA』を読んでみて、様々な議論をしていたり、実際にいろいろなところに出向いて講演を行っていたり、そういう具体的な活動を、こんなにやっているんだというのが印象的でした。

あとコラムなどが弁護士の日常的な人間らしさもあったりして、なかなか面白いなと思いました。

伊藤(沢)：熟練の方の記事と、最近実務の世界に入られた方の記事が両方『LIBRA』に掲載されているじゃないですか。あれを見比べてみるのを、毎回楽しみにしていました。何十年と活躍された方の記事は、こんな歴史があったんだという気持ちで読めますし、一方で新たに実務に入られた方の記事は、ここからあそこに至る道が広がっているんだという感じで。僕はまだそのスタートラインに立てていないんですけど、自分の将来を想像する意味合いで、毎回



LIBRA 読者モニター
1期生 (大学2年生)
伊藤 沢

楽しみにしていた記事でした。

司会：『LIBRA』には「新人弁護士リレーエッセイ」がある一方で、「わたしの修習時代」ではベテランの弁護士も修習時代を振り返って書いているので、いろいろな世代の弁護士の対比や、時代が違って共通するものを感じられたのかもしれないですね。

福崎：それを感じ取っていただけていたら、本当にうれしいですね。

司会：『LIBRA』を読んで改善した方がいいと感じられたことについても、伺いたいです。『LIBRA』は、基本的には会員向けの雑誌、会報なので、この企画で学生さんに読んでいただくというのは冒険でしたが、法律を勉強し始めた皆さんの目から見てどうだったのかということも大事だと思うので、ぜひご意見を伺いたいです。

八幡：『LIBRA』は読んでいて内容もすごく充実していますし、構成もかなり凝っていると思うので、法曹志望の方にも広げていくというのは、1つありなのかなと思います。

あとSNSの活用ですかね。告知を行うに当たって、「X (旧Twitter)」だけだとちょっと発信力が弱いかなと思います。「Instagram」とか、「TikTok」とかも、もう少し活用できればいいのかなと思いました。

司会：動画を中心としたコンテンツは、広報の重要な課題になっています。皆さんの世代からすると、こういうのだったら見るよねというアイデアはありますか。

八幡：法律絡みの時事問題の解説は、興味を持つ方が多いと思います。少し前だと誤送金の問題とか。ああいう法律関係を解説しますみたいなものは、目を引きやすいのかなと思います。

伊藤(沢)：「教えてべんとらー」みたいな記事があったらいいかもしれません。



LIBRA 読者モニター
1期生（大学2年生）
八幡 駿也



〈司会〉
広報委員会 SNS PT 座長
伊藤 敬史（56期）

『LIBRA』は、会員向けの会報誌としてのクオリティはたぶん全国で類を見ないものだと思います。東京弁護士会の裾野の広さゆえのクオリティだと思うので、それに関してはたぶん上限だと思うんですよ。

僕ら学生がここに参加した意義を考えて、どうやったら学生に広がるかという方向性で考えてみると、確かに1つはSNSで発信する方向性というものもあると思います。ただ、多くの人にとってSNSで見る対象は娯楽なので、果たしてSNSに広げたところで東京弁護士会の内容をみんなが検索するのかといったら、たぶんちょっと一筋縄ではいかない壁があると思います。

他方で、弁護士会は、実務家の方々の集まりなので、実務家を目指す人たち向けという意味合いでは、先ほど八幡さんがおっしゃったような事例解説は、いろいろな人、特に受験者層に突き刺さると思います。例えば、直近の重要な判例について、べんたらが教えてくれたりしたら、受験生に一番分かりやすく刺さるコンテンツにはなるのかなと思います。

司会：貴重なご意見をいただいてありがとうございます。

読者モニターの交流会は3回やりました。1回目は東京弁護士会の紹介。2回目は、LGBTQの事件に取り組む山下敏雅弁護士に最高裁判決の話などをさせていただきました。3回目は、市民交流会で、裁判員裁判の体験をしていただきました。交流会で印象に残っていることをお聞かせいただけますか。

伊藤（沢）：第2回の山下弁護士の話は、興味深い話がいっぱいありました。最高裁判決はすごい注目を浴びますし、LGBTQの世界的な流れの中で、日本はこの後どう舵を切るのか。そういう問題に対して、実際に実務で触れている弁護士の貴重な経験を聞いたのはよかったです。

第3回も、市民の方々の中に交じって裁判員裁判の体験をするというのは、いろいろ得るものがありました。自分が将来目指している道は、一般の方々とはある意味離れていく道になるので、自分がその道を歩み始めている最初の段階で、こういうところから離れていこうとしているんだなという認識をできたというのはすごく意義があると思いました。

八幡：僕も一番印象に残っているのは第3回です。普段法律の話をするのは、法学部の友達で、弁護士を目指している友達なので、どうしても判例の考え方と同じ考え方をしていますし、有名な学者の方と同じ考え方をしている。その中で、法律に興味あるけど学んではいないという方の違った考え方もあって、なかなか普段触れることのない考え方に衝撃を受けました。

司会：弁護士と接する機会がたくさんあったと思いますが、弁護士と触れてみて感じたことについて教えてください。

八幡：お一人お一人がそれぞれ何かしら目的意識を持って活動されていましたし、何となく大ざっぱに弁護士というくりだったものが、より具体的になったというのが一番大きいところかなと思います。あと、進路相談とか、今のロースクール制度とか、法曹一元制度はどうなんだろうかみたいな、実務家の方が今の法曹制度をどう見ているのかというのを聞いたのは、貴重だなと思いました。

伊藤（沢）：ざっくりばらんな第一印象を述べると、お話がうまいなと思いました。やっぱり弁護士、法律家というのは言葉を扱う職業なので、ある種鍛えられているところがあると思うんですけど、どの方とお話ししても話が全部分かりやすいんですね。相手に伝わるように話して。それが意識的なのか無意識的なのか分からないんですけど。懇親会の場合だったら、お



酒が入っていても（笑）。何人もの弁護士の方と話した結果、言葉を扱う力は共通しているんだなと感じました。

司会：交流会でやってほしかった企画はありますか。

伊藤(沢)：判例の話が気になります。2回目の山下弁護士の高裁の話はすごく面白かったので、ああいった実務家から見た高裁の裁判の話というのをいろいろな角度から聞けたら、他の場所では得られない経験になってくるので、いいなと感じます。

八幡：裁判傍聴を弁護士の解説付きで行ってみたいと思います。よく裁判傍聴に行くといいみたいな話を聞くんですけど、何か敷居が高い。結局、何を言っているか分からないみたいなのもあるので、そういうときに、弁護士と一緒に来てくださって、裁判の内容を解説してもらえたりしたら、面白かったのかなと思いました。

福崎：市民交流会で、裁判傍聴をやっているのでも、それに参加してもらうのもあり得る感じですね。あと学生向けの裁判傍聴もやっています。

八幡：モニター同士の懇親会を設けていただいたんですけど、席の配置がモニター1人に弁護士3人という形でした。弁護士とたくさん話せてありがたかったんですけど、他のモニターとの交流がなかなか持てませんでした。モニターだけの席をちょっとの間作るとかもあると、もう少し交流しやすくなるのかなと思いました。

福崎：学生同士の接点を作ることも大事ですね。懇親会の席の配置の他に何かありますか。

伊藤(沢)：みんなで法廷見学をするのでいいんじゃないですか。

八幡：みんなで検討みたいな感じにすれば。

福崎：ゼミっぽい感じですね。

司会：それはいいですね。今後に生かしたいと思います。

最後に、読者モニターをやってきて、感じたことを伺えますか。

八幡：今回、読者モニターをやらせていただいて、すごくいい試みだなと思いました。実際、読者モニターの機会をいただかなかつたら『LIBRA』を読まなかったと思います。ただやっぱり会の広報誌だけで終わらせてしまうのはもったいない。それぐらい読んで面白かったですし、今後読者モニターを市民の方にも公募してみてもいいと思います。会報誌という性質上難しいと思うんですけど、もっと幅広い層に向けても全然問題ないぐらいの、本当に素晴らしい内容だと思うので、どんどん広がっていくといいなと思いました。

伊藤(沢)：今期の読者モニターに友達が2人参加しているので、彼らが今年1年やって、来年どんな感想をこの時期に抱いているのかなというのを、ちょっと今、楽しみにしている感じです。今年のイベントが何をやるかは、僕はまったく知らないですけど、もしイベントの内容が変わったのなら、どんな内容があったのか知れたら、僕個人としては面白いです。

逆に同じ内容をやったとしても、何か違う感想が出たら、それはそれですごく面白いなと。この1年間通して関わってきた企画ですので、今後関わる方々がどんなふう感じていくのかなというのは、僕の関心があるところですね。

司会：最後に福崎副会長からお願いします。

福崎：去年から読者モニター制度をやっていると伺いまして、とてもいいことだと思うとともに、継続してやっていくことはとても大切だと思います。ぜひ継続的に弁護士会の企画に関わっていただきたいし、将来お仲間になっていただけたら本当にうれしいことです。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。今回は誠にありがとうございました。

Part 2
市民に訊く

～市民交流メンバーからみた弁護士・弁護士会～



これからの弁護士・弁護士会の対外広報というテーマの下、弁護士・弁護士会のイメージはどのようなものか、また、これからの広報活動をどのようにしていけばよいかなどについて、2023年度の市民交流会の市民メンバーに話を聞きました。

日時

2024年8月27日(火)午後6時～

場所

弁護士会館 507 号室

出席者 *敬称略

小倉まどか	2023年度市民メンバー (40代 医療職)
久間 晶子	2023年度市民メンバー (50代 薬剤師)
宮崎 卓浩	2023年度市民メンバー (60代 元保険会社勤務)
森下 秀重	2023年度市民メンバー (60代 元国際協力団体勤務)
山岡 修	2023年度市民メンバー (70代 元保険会社勤務)
深沢 岳久	広報委員会委員長 (49期)
西川 達也	広報委員会委員・市民交流部会所属 (61期)
沖 陽介	広報委員会副委員長・市民交流部会会長 (65期) =司会

司会：昨年度、当会の市民交流会に参加する以前の「弁護士」についてのイメージはどのようなものであったか。また、市民交流会に参加してそれが変わったかをお聞かせください。

宮崎：イメージはやっぱりテレビの影響を受けて、バブル崩壊後の不良債権を回収した整理回収機構のあの社長の中坊さんという弁護士ですね、あの人のイメージが私の中では強烈で。もうすごい正義の味方というイメージですね。プラス、テレビで悪徳の方もいらっしゃるの、そっちの方のイメージも少しあります。勤めていた会社では、結構専門的な堅い人たちが多かったですね。

今回の交流会で非常に身近になりました。たぶん

いろいろな一般の方々との付き合いのスキルというのは、個性のところ結構大きいと思うんですけど、弁護士会が弁護士を育成するという役割を担っているのかなとも思いました。『正義はどこに』*1という動画がありまして、それを見て、組織でちゃんとレベルアップをしているんだなというのを感じて、だから近い感じがしているのかなというふうにあらためて思いました。

西川：ありがとうございます。『正義はどこに』も見ていただいて。

宮崎：面白かったです。

久間：2つのイメージを持っていました。ちょっと尊大な感じというか堅いイメージがありました。あと、テ

*1：一人の新人弁護士の成長物語を通じて東京弁護士会の活動（研修制度、法律相談センター、当番弁護士、法教育、シンポジウム、弁護士自治など）を紹介するドラマ形式の動画。2012年度制作。以下のURLから視聴することができます。

<https://www.youtube.com/watch?v=TFN3Yme9YXA>



2023年度市民メンバー
小倉 まどか



2023年度市民メンバー
久間 晶子

レビドラマなんかで、裁判で弱い者の味方になって活躍するイメージというのがありました。

深沢：それはニュースで、よく記者会見のあの場に弁護士って出てくるじゃないですか、そういう影響があるのですか？

久間：それよりもドラマで見るイメージで、悪者に対抗して悪をやっつけるみたいな、そういうイメージが結構ありました。

市民交流会に参加した後は、皆様は広報のお仕事をされているからというので、それが影響しているかもしれないですけど、すごく丁寧で優しくて親しみやすいなと思いました。アメリカのドラマにも出てくるようなスマートでユーモアもありつつ、親しみやすい、皆さんそうなんだなというイメージに変わりました。

司会：よかったですね、西川弁護士。

西川：よかった、市民交流会をやってきたかがありました。

東京弁護士会「市民交流会」とは

広報委員会市民交流部会では、毎年30名の市民メンバーを公募し、各種見学企画、弁護士との懇談会及び裁判員体験企画などを通じて、市民の方々に弁護士及び弁護士会をもっと身近に感じてもらうための活動をしています。

2023年度の企画内容は次の通りでした。

9月：刑事裁判傍聴

10月：北千住パブリック法律事務所見学

11月：川越少年刑務所見学

1月：東京地方検察庁見学・法務史料展示室見学

2月：東京地方裁判所見学・民事裁判傍聴

3月：裁判員体験（模擬評議）

森下：私は、以前に勤務していた国際協力団体との関係で、部落だとか、外国人労働者問題だとか、そういうことに関わりました。そこに入るまで弁護士とは関わりがなく、テレビの通りいいスーツを着ているようなイメージしかなかったのですが、入った後に労働者側の弁護士と経営者側の弁護士でイメージが分かれました。労働者側の弁護士とはよく付き合ってもらいまして、やっぱり弁護士さんだから皆さん東大を出て法学部を出ている。ただし、それだけじゃないですね、安田講堂に立てこもったとか、そういうのなんていうのが、そうじゃなきゃ労働者側の弁護士にならないですよ。しかも低い着手金で対応してくれて、そろそろ払わないと来なくなっちゃうよというのがずっとあって、それでもちゃんと熱心に取り組んでくれていましたね。

市民交流会でお会いした弁護士は、それはもう皆さんは結構丸いですねという、昔に比べれば重々しくないですねという、そういう感じはしますね。やっぱり昔の弁護士さんってこうですね、任しておけという。仏頂面じゃないけどやっぱり緊迫、ぴりぴりしているから。

司会：弁護士会について交流会に参加する前に、そもそもご存じでしたか、ご存じであった場合はどういったイメージを持たれていたか教えてください。また、市民交流会に参加してそれは変わりましたか。

山岡：法体系の矛盾だとか、間違ったところを直すためにいろいろな提案をしているなどということ。あと、よく目にしたのがやっぱり弁護士会の会長がよく声明を出されますよね。だから弁護士会に関してはいいイメージを持っています。

あと最近は弁護士自治の問題で懲戒処分って多いじゃないですか。年間1000件以上懲戒請求があ



2023年度市民メンバー
宮崎 卓浩



広報委員会委員長
深沢 岳久 (49期)

るんです。弁護士ってせいぜい何万人ですよ。ものすごい数の人が懲戒請求されていて、組織的に誰かが弁護士を狙ってやっているのか。本当は理由などなくて懲戒請求しているものもあるかもしれない、その審査をするとすると弁護士会は大変だなと。総じてやっぱり弁護士会は不可欠なものだなという意識はありますね。

小倉：私は、市民交流会に参加するまで弁護士会というところは知りませんでした。

でも今は、長い歴史や多くの弁護士さんが会員になっているのを見たりして、いつか弁護士さんにお世話になるときは、自分で見つけるのってすごく怖いので、それだけ会員がいる中から紹介してもらえたら安心してお願いできるかなというイメージを持つようになりました。自分で探していても、この案件に強いですとあったとしても分からないし。町の弁護士は1人でやっていたり、何か怖い、入りにくい雰囲気だったら入る勇気がないので、まずその前段階、東京弁護士会という組織があるのは心強いなと思いました。

あともう1つのイメージとしては、見学した北千住パブリック法律事務所とか、弁護士さんが少ないエリアにあえて事務所を出していると聞いて、ちゃんと弱い人たちに寄り添ってくれる組織なんだなというイメージになりました。

司会：当会のSNS（「X（旧Twitter）」、「Facebook」、「Instagram」）をご覧になったことのある方はいらっしゃいますか。また、ご覧になった後にどんな印象をお持ちになりましたか。

久間：「X（旧Twitter）」と「Facebook」は市民交流会に入ってからフォローして見ました。それ以前は見えていませんでした。

若い人はSNSが今きつと身近で、息子の世代はやっぱり「YouTube」とか、テレビよりもそれに時間を費やしているみたいですよ。

でも、弁護士会と弁護士というよりも、法律というものが身近にないとそこまでたどり着けないと思います。世の中の出来事は、悪いこととして捕まるにしても、国会で法律を作るにしても、何でも法律に実は結び付いている。若い人たちに対して、もっと法律というものが自分たちの生活に身近にあるというものを発信していかなくちゃいけないんじゃないかな。オレオレ詐欺とか、薬物の問題とか、いいバイトがあるからやらない？と言われてやってみたら実は受け子だったとか、そういうことを学校にも行って伝える。法律に触れる機会を弁護士さんが作り出す、そういうところで弁護士さんという職業に興味を持って、こういう仕事があるんだと広がっていくのではないかと思います。

西川：東京弁護士会はSNSとか「YouTube」とかいろいろな媒体を持っているのですが、そういうもので何か、どういうことをしていけばいいのかというアイデアをいただけますか。

久間：有名YouTuberとコラボして何かをやってみるというのはどうですか。みんなが知っている人というのが大事。堅い弁護士さん同士とか、裁判官と検察官との話とか書いてあっても、私なんかは今興味があるから読むけど、やっぱりほかの一般の若い人は検索にも引っ掛かってこない。SNSって自分が興味のないものは出てこないですよ、自分から行かないと。テレビや新聞は黙っていても入ってくるけど、自分が検索、調べていると似たようなのが入ってくるので、そういうみんなが知っている人とか。知識人までいかないけど、著名な人とか。



2023年度市民メンバー
森下 秀重



2023年度市民メンバー
山岡 修

山岡：私もね、自分で回答を考えてきたんです。有名人の起用って書いたんですよ。

久間：やっぱり、意見が一致して（笑）。

山岡：それと、今はポイントで動く人が増えました。だから、そういうのを見ながら、ポイントをもらえるような何かをつけたらいいと思います。

久間：ポイ活ね。クイズ番組みたいに、クイズをやって何点取ったら、参加したら何ポイント。

山岡：見るかもしれない。何かメリットがあるようなことをやる。

西川：今、実は『虎に翼』って朝ドラをやっていて、それに結構全面的に乗かって、この「べんとらー」に羽を生やしたりしています。

久間：見ました。やっぱり身近な、普通の人が見るドラマとか、みんなが知っているところと連携してやる

のは良くて、私は今回の『虎に翼』はすごくよいと思います。

山岡：あとやっぱり「べんとらー」がね、「ピーポくん」に勝たなきゃだめです（笑）。

小倉：「べんとらー」が主役の法律アニメを作るのと、あとは「べんとらー」が一人前の弁護士になるまでの過程をアニメに。新人弁護士として一人前になっていくという。「べんとらー」が主役です。アニメでやるか、あと「LINE」のスタンプなど。

「ピーポくん」に勝つには、「べんとらー」の着ぐるみを、動くやつを作って。ゆるキャラにしているいろんなイベントに、というのはどうかと考えてきました。

さっき山岡さんがおっしゃった、ポイントをためるみたいな。ゲーム、法律ゲームのような、アプリみたいに。

column

コラム

NHK 連続テレビ小説『虎に翼』と「べんとらー」

「べんとらー」が誕生した翌4月から、NHK連続テレビ小説『虎に翼』の放映が始まりました。主人公「佐田（猪爪）寅子」のモデルは、日本初の女性弁護士の一人「三淵嘉子」さん。本作品は、史実を基にしたエピソードも数多く取り込まれており、憲法14条1項朗読のオープニングに始まって、様々な差別、セクシャリティ、戦争責任、原爆裁判、夫婦別姓、日本初の法令違憲となった尊属殺重罰規定を取り上げるなど、会員の間でも大変話題になりました。

期せずして「トラ」という共通点を得たことから、当会でも『虎に翼』に関連する様々な広報を行いましたので改めてご紹介です（公式SNSについては16頁参照）。

<LIBRAインタビュー>

制作統括 尾崎裕和さん

https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2024_04/P18-21.pdf

多岐川幸四郎裁判官役 滝藤賢一さん

https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2024_0708/P18-21.pdf

<美術取材報告記>

https://www.toben.or.jp/know/iinkai/kouhou/news/post_39.html

このほか、「NHK ドラマ・ガイド連続テレビ小説虎に翼 Part1、Part2」に、当会の法律相談センター等のお知らせを「べんとらー」と共に掲載しています。

（広報室囑託 濱島 幸子）



東弁公式キャラクター
『べんとらー』



広報委員会委員
市民交流部会所属
西川 達也 (61 期)



〈司会〉
広報委員会副委員長
市民交流部会会長
沖 陽介 (65 期)

森下：あと、弁護士会が資格検定試験でもやったらどうですか。国家試験ではなく、東京弁護士会が主催して行うもので、その資格が取れると法律結構知っていることが分かるというね。2級、3級で、俺3級持っているよと言えるようになるので。

宮崎：たぶんですね、本気でやろうと思ったら、例えば生命保険業界だったら業界団体と切り離して生命保険文化センターというのをつくって、小中高に出張研修をやりますね。法律がいかに大事か、身近なものかというので研修を、舞台をつくる。あといろいろな教材を作って、それは大人用、子供用、中学高校生用と分けて作って、実生活にこれだけ役に立ちますよというのを学校の方へ置いてもらうんですよ。そういう活動を本気でやる、お金を掛けて。お金掛けてやらないと絶対にだめだと思います。

たぶんSNSだけでは、多くの人にはリーチできないと思います。予算がないということは、本気でやるつもりがないというふうに捉えられちゃいますね。

森下：逆に言うと、広報する必要はあるのですか。例えば、依頼人が減ってもう少し増やさないといけないとか、そういう問題意識があるのですか。私は、広報なんか別にする必要はないのではないかと思いますよ。

深沢：個人的な見解にはなりますが、弁護士というと、やはり訴えるという裁判のイメージがあると思いますが、その前に身近な存在になりたいという。何でも相談できるような関係性を持つのが。

久間：敷居を低くする。

深沢：そういうことです。敷居を低くするという、それが一つの目標、役割。弁護士会として弁護士の敷居を低くすることを考えています。

司会：弁護士に依頼する場合、どういう弁護士に依頼したいですか。

久間：問題を解決してくれる人、和解でも他の手段でも何かトラブルになっていることがあるけど、最後まで解決に導いてくれる弁護士さんに依頼したいです。

深沢：それは納得みたいな部分もあるのですか。

久間：納得というのと結果を出すのはちょっと乖離しているけど、私はやっぱり結果を出してもらうことが優先です。

小倉：私は、知識と経験があり、専門用語を易しく説明してくれ、今後起こり得る問題などもきちんと教えて対応してくれる弁護士です。ただ、その中でも重要と思うのは問題を解決してくれることです。

山岡：(相談しやすい、親身になってくれるといったことと、結果を出せるということの) 両方あること。ただ、それが分からないからどうするかという話になる。東京弁護士会の「国際ロマンス詐欺案件を取り扱う弁護士業務広告の注意点」*2のような説明は、ポイントを教えてくれて参考になります。

森下：やはり自分が依頼したい問題の専門家です。ですが、いざと言うときにそこにアクセスする手段が分からないので情報提供してほしい。

宮崎：裁判で勝ってほしい、結果を出してほしいということ。ただ、そういう弁護士を探すことができないというのが難しいところです。

司会：本日は様々なお話をしていただきありがとうございました。皆様からいただいた貴重なご意見を今後の広報活動に活かしてまいりたいと存じます。

*2：当会ウェブサイトに掲載 https://www.toben.or.jp/known/iinkai/hibenteikei/news/post_7.html

第2部 新たな広報ツール・コンテンツ

公式キャラクター『べんとらー』

広報委員会 キャラクターPT

座長 氏原 隆弘 (53期)

委員 齋藤 理央 (63期)

広報室嘱託 濱島 幸子 (64期)

1 公式キャラクター「べんとらー」のご紹介

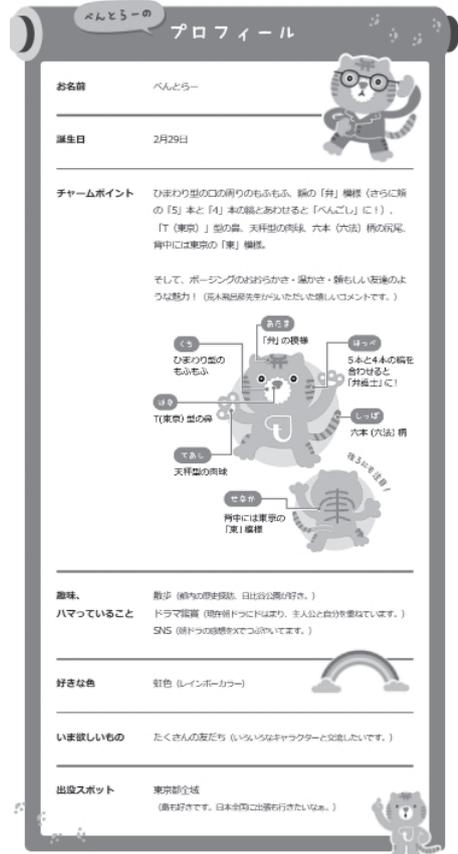
本年3月、当会の公式キャラクター「べんとらー」が公表されました。

幅広い年代の市民の皆様にも、弁護士・弁護士会を身近に感じていただけるようなキャラクターの制作を目指して、「あたたかさ、親しみやすさがあるキャラクター」をコンセプトに公募を行い、515点もの応募作品の中から、選考委員会で最終的に選ばれたのが「べんとらー」です。

グランプリを受賞された山岡デザイン事務所は「べんとらー」に様々な意味を込めて下さっており、モチーフとなったベンガルトラは、ただのトラではなく、弁護士の「弁」とリーガルの「ガル」になることが決め手となったそうです。デザインにおいても、額の縞が「弁」、頬の「5」本と「4」本の縞とあわせると「べんごし」になること、口の周りはひまわり型のもふもふ、鼻は東京の「T」、肉球は天秤、しっぽの柄は六本（六法）、背中には東京の「東」模様など、



ポーズ展開



たくさんのチャームポイントがあります。当会のスマホアプリ「べんとら」とリンクすることや当会のロゴの色である黄丹色との相性、アウトラインはあった方が印象に残り目立つ可能性もあるが、スタイリッシュできれいに見せるためにあえて外したことなど、考え抜かれたキャラクターになっています（山岡デザイン事務所のインタビューは、LIBRA2024年10月号に掲載されています*3。こちらも是非ご覧ください）。選考委員会特別委員の荒木飛呂彦先生からも「ポーズにおおらかさがあり、キャラの中に温かさと頼もしい友達のような魅力」があると講評をいただきました。

現在、複数のポーズ展開もありますので、会の活動の様々なところで、様々な魅力ある表情やポーズ展開をご利用いただき、より多くの方に「べんとらー」の魅力を届けていければと思います。

*3 : https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2024_10/P18-21.pdf

2 公式キャラクター誕生経緯

(1) 2016年度～2018年度の検討状況

広報委員会では、2016年度にキャラクターPTが設置され、翌2017年度にかけてキャラクターの制作等に関する議論が行われました。この頃は、2010年から「ゆるキャラグランプリ」が開催されるなど、巷では、ゆるキャラブームと言われる状況になっており、当会が2015年度及び2016年度に東京ドームにおいて行った広報活動でも、日弁連の広報キャラクター（ジャフバ）の着ぐるみは、多くの人の目を惹き、好評を博していました。また、当会が参加していた他士業との合同相談会や他業種との交流イベント等において他士業や他業種独自のキャラクターが用いられ、なかでも着ぐるみが一際目を惹いていたため、当会でも独自のキャラクターを用いた広報活動を行いたいとの要望があがっていました。そのため、当会の独自のキャラクター制作だけでなく、その着ぐるみ等を制作するという前提で議論がなされました。

しかし、広報委員会からの提案に関する意見照会では、数百万円をかけてキャラクターや着ぐるみなどを制作することに対して反対や消極的な意見が多く、広報委員会において提案内容を大幅に見直し、3次提案まで行ったものの、当時は最終的に理解が得られず、2018年度に上記PTは休止となりました。

(2) 2023年度キャラクター制作に至る経緯

ブームとしてのゆるキャラ人気には陰りが生じるようになった後も、自治体によるご当地キャラクターや企業やイベントに関するオリジナルキャラクターの制作は途絶えること無く、キャラクターを制作して認知度を上げ、あるいは差別化を図ろうとする動きは続いていました。それは、LINE、YouTube、Facebook、X（旧Twitter）などSNSの普及に伴い、また、2019年末からの新型コロナウイルス感染症拡大によって、人が参集するような様々な活動が自粛されることになったことで、SNSを通じた広報の重要性が高まり、そこでのアピール手段として、映像、なかでも瞬時に目を惹くことができるアイキャッチとしてキャラクターを利用することの効用に着目した動きであったとも思われます。

当会では、ウェブサイトや各種SNSを通じた広報活動を展開していましたが、多くの人たちの目を惹くような形で情報を発信することには苦心していました。他方で、日弁連をはじめ全国の単位会の約半数が独自のキャラクターを有し、他士業等でもキャラクター

が制作され、それらをSNSのプロフィール画像に使用し、SNSでの発信に用いたり、ウェブサイト、チラシ、動画等の広報媒体に積極的に用いたり、グッズ、着ぐるみ、LINEスタンプなどを作成していました。そこで、当会の広報委員会としては、旧来の着ぐるみを中心としたキャラクター制作という視点ではなく、また、ゆるキャラのように、キャラクター自体のインパクトに期待するような用い方でもなく、キャラクターが一目で印象に残るツールとして有効であるという効用、SNSなどの広報媒体において、多数の目を惹くことができるという効用等に着目し、2023年度には、再度、キャラクターPTが設置され、当会独自のキャラクターの必要性や活用方法などに関して議論がなされるようになりました。そして、広報委員会では、キャラクターに、上記の「存在認知・理解促進」効果、親近感や愛着を醸成することができる効果があり、当会独自のキャラクターを制作し、それを活用することによって、広報の活性化、発信力の向上、情報拡散力の強化、関心層の拡大などが期待できると考え、財政面も考慮したうえで、2023年9月に当会独自のキャラクター制作に関する提案書を提出しました。その後、当会において、関連委員会等に対する意見照会が行われ（結果は賛成多数）、理事会、常議員会での承認を経て、同年11月には当会独自のキャラクター制作に着手することとなりました。

(3) キャラクター制作手続

キャラクター制作の手続としては、デザインを一般公募し、会員投票及び職員投票を経て、選考委員会で選定するという流れとしました。一般公募や会員投票は、それを実施すること自体が当会の広報活動となり（特に、著名な漫画家の荒木飛呂彦先生に選考委員会特別委員として参加していただき、そのことを公募や会員投票で周知したことで、多くの関心を集めることができました）、会員投票・職員投票で会員や職員の意向も選考に反映できる、ということを考慮しての決定でした。スケジュールとしては、2024年1月15日まで



募集チラシ

を公募期間とし、その後の一次選考、同年2月に会員投票を行ったうえ、当該結果を踏まえて、二次選考（最終選考）を行い、年度内である3月中に公式キャラクターを公表しました。

選考委員会は、理事者、広報室嘱託、関連委員会等から推薦された委員、及び外部有識者特別委員（荒木飛呂彦先生）で構成され、公募された全作品から一次選考にて会員投票に付する作品を選定し、会員投票の結果を踏まえて、二次選考にてグランプリなど各賞の決定を行いました。選考の際には、デザイン自体の善し悪しだけでなく、当会に相応しいキャラクターか、今後の活用や展開に適しているか等々、熱心な議論が交わされました。また、選考委員会事務局（広報委員及び職員）も、公募要項作成、各種学校やWEBでの公募告知、権利関係チェック、会員投票の

準備、表彰方法や公表の準備等々、裏方的な立場から選考委員会を支えていたため、円滑に選考を行うことができました。

選考委員会でグランプリその他各賞が選定された後、理事者会での承認を経て、2024年3月18日、当会ウェブサイトで公表されると共に記者会見が行われ、同月25日には、常議員会にて、「べんとらー」のお披露目がなされるに至りました。



公表記事

3 活用状況のご紹介

(1) ウェブサイト

「べんとらー」の紹介ページを設け、おしらせ、プロフィール、4コマまんが等を掲載しています。今後はグッズ紹介や他のキャラクターとのコラボ企画等の展開も検討中です。

(2) SNS

本特集16頁でご紹介するとおり、当会の公式Xのアカウントのプロフィール画像及びヘッダー画像に「べんとらー」の画像を使用しており、【べんとらーの法律小話】【べんとらーのこの人に訊きたい】といったシリ

ーズで記事を掲載しているほか、「べんとらー」のぬいぐるみを用いた写真等も掲載し、アイキャッチとしての効果を期待して「べんとらー」の画像を活用しています。

(3) チラシ

当会では、各種イベントのチラシについて、それぞれ独自に各担当者がデザインしたり、無料のイラストや映像を利用したりして情報発信をしていたため、統一性がなく、一見して当会のイベントであることすら判別で



おしらせ

- 2024年10月15日 東井公式キャラクター「べんとらー」ぬいぐるみ販売会第2弾のご案内 (12/10)
- 2024年06月25日 東井公式X (Twitter) でつぶやいています!

4 コマまんが



きないという課題がありました。共通のキャラクターとして「べんとらー」を利用していただくことで、ビジュアル的に目を引くと共に、当会のイベントであることを認識していただくことに一役買っています。



チラシ

(4) オリジナルグッズ

現在「べんとらー」のオリジナルグッズは、本誌表紙裏の画像でご紹介したように、マグネット2種類、ロールアップバナー（屋内用、屋外用、卓上用）、ぬいぐるみを作成しています。

マグネットは、法教育委員会による夏休みジュニア・ロースクールや今夏の法律事務所インターンシッププロジェクト、プレス交流会、市民会議などで参加者に配布しており、ご好評をいただいています。各種イベントでの配布用ですので、各委員会等のイベントでも是非ご活用ください。

ロールアップバナーについても、屋内用は弁護士会館6階の役員室前に常設していますが、屋外用・卓上

用も、各種イベントにおいてご活用いただいております。注目を集める役割を果たしています。

また、ぬいぐるみについては、会の財政負担軽減の観点から、有償販売を並行して行うこととし、制作・販売については、東京都弁護士協同組合にご協力をお願いしました。初回販売については、会員・会職員とは販売個数が異なるものの、広報の観点から一般販売も行うこととし、10月2日の初回販売会では、予定個数が完売しました。第2回販売会は12月10日に実施予定です。口周りのボアなど、立体ならではのかわいさが表現されていることに加え、背中「東」模様は、正面からのイラストではなかなか見ることができないチャームポイントですが、立体になることで360度かわいさを確認できる点もぬいぐるみのポイントです。ご購入いただいた皆様、ありがとうございました。ぬいぐるみ以外のグッズについても、購入したいとお声をいただいていますので、広く皆様のお手元に届くよう、今後も有償販売については検討を続けていきたいと思っております。



ぬいぐるみ販売会

4 今後の展開

前述のように、すでに活躍している当会の公式キャラクター「べんとらー」は、今後も大活躍する予定です。

まず、「べんとらー」LINEスタンプの公開が予定されています。LINEスタンプは全32種類で、コミュニケーションの役にたつバラエティ豊かなスタンプになる予定です。ぜひ、会員間、所内、その他の様々なコミュニケーションの場面にご活用ください。

また、クリアファイル2種類の作成も決定し、現在制作中です。

各種イベントにご参加された皆様には、マグネットに加え、クリアファイルも配布できるようになりますので、多くの方に「べんとらー」を身近に感じていただければと思います！

これからも様々なオリジナルグッズのアイデアが膨ら

みます。もし何かアイデアがあればご要望をぜひお寄せください。

「べんとらー」は、全国の単位会で採用が進んでいる公式キャラクターを当会も採用しようと制作が提案されました。提案書に記載された提案理由は、広報の活性化・発信力向上、法律相談などの利用率向上、当会への関心層の拡大などでした。現在、すでに配布されているマグネット2種類、ロールアップバナーなどの「べんとらー」グッズも大好評です。また、前述のように当会のXアカウントのプロフィール画像に設定され、フォロワー数増加にも一役買っています。利用率の向上や、関心層の拡大に対する貢献の効果測定はこれからであるものの、既に「べんとらー」は広報の活性化や発信力の向上という役割に大いに貢献してくれています。今後も是非、「べんとらー」をよろしく願います。

最新情報は SNS で!

広報委員会 SNS PT

座長 伊藤 敬史 (56 期)

広報室囑託 菅原 草子 (71 期)

特集

対外広報のこれから ― 座談会「学生・市民に訊く」／公式キャラクター「べんとらー」誕生など―

現在、当会が広報ツールとして運用している SNS アカウントは、以下の4種類です。日常の SNS 利用の中で当会の情報に触れてもらえる利便性から、近年は当会の広報ツールの中心となっています。最新情報を届けるために、広報委員会、広報室としても試行錯誤をしている SNS について、今回改めてご紹介いたします。

■ X (旧 Twitter)

①アカウント名：東京弁護士会



SNSの中で、現在最も更新頻度が高く、タイムリーに情報を発信しているのが、X (旧 Twitter) です。基本的に対外的な情報を投稿しています。フォロワーが6986人 (2024年10月31日時点) であり、単位会の中で最大のフォロワー数を誇ります。投稿内容は、①会長声明等、②法律相談会のお知らせ、③委員会等の活動報告、④べんとらーに関連する投稿等、多岐にわたっています。昨今の動画需要の高まりから、ここ数年は広報委員会作成のオリジナル動画コンテンツも投稿しています。

2024年度上半期は、連続テレビ小説『虎に翼』に関連した投稿への反響が特に大きく、弁護士への注目度が高まっているタイミングでより多くの投稿をすることを意識しました。

< 投稿例 >

【べんとらーの法律小話】

今日の『虎に翼』で、民法学者の穂高博士が猪爪直言さんの弁護人を引き受けることになり、少し不思議に思った方もいらっしゃるかもしれません。実は、穂高博士のモデルの穂積重遠博士も、台湾銀行頭取や商工大臣など16名が起訴された「帝人事件」で、友人である大蔵省銀行局長の“特別弁護人”となってい

ます。刑事訴訟の弁護人は、弁護士であることが原則ですが、…裁判所が許可した場合には、特別弁護人が認められます (大正刑事訴訟法40条2項、現行刑事訴訟法31条2項)。帝人事件における穂高博士の弁論は、『友人大久保偵次のために弁ず: 帝人事件公判廷に於ける特別弁護人穂積重遠博士の弁論速記』(1937年)として残されており、約2時間 (!) に及ぶ弁論を展開したことがわかります。』(一部抜粋)

【べんとらーのこの人に訊きたい】



②アカウント名：東京弁護士会 LIBRA

LIBRA独自のXアカウントもあり、特集担当者や編集長からの記事に関するコメント、学生読者モニターからの感想等を投稿しています。

■ Facebook

アカウント名：東京弁護士会広報室



広報室名となっていますが、当会の正式なアカウントとして運用しています。主に、会長声明やLIBRAについてのお知らせ、希望に応じて委員会の活動情報を投稿しています。フォロワーは789人（2024年10月31日時点）とXに比べると少ないですが、Facebookを日常的に利用する会員も多いとみられ、継続して運用しています。

Instagram

アカウント名：東京弁護士会



Instagramの利用者数の増加から、2023年に新設しました。画像がある投稿のみに限られていますが、基本的にXと同様の情報を発信しています。

Instagram自体は利用している会員も多いと思われる一方、当会アカウントの存在を知らないという声も聞くため、まだまだ周知の必要があります。とくに会への接点の減少が危惧される若手会員には、まずInstagramをフォローしてほしいと思います。

YouTube

チャンネル名：TobenMedia



当会ウェブサイト内に設置していた「Tobenmedia」という独自の動画専用ページから、2021年に正式にYouTubeに移行しました。X等で投稿した動画のアーカイブ的機能もあり、現在は、委員会による法律解説動画や会員のインタビュー動画を含む約70本の動画を見ることができます。

ウェブサイトの活用

広報委員会 ウェブサイト部会

副委員長・部会長 横山 裕一 (70期) 副委員長 小石川 哲 (60期)

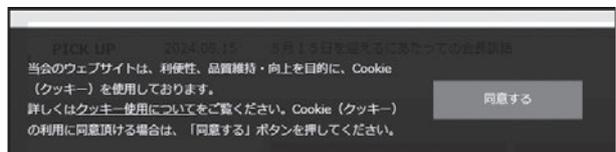
当会公式ウェブサイト (toben.or.jp) のうち、主に一般サイトと当会会員専用サイトの管理及び使い勝手の向上を目的とした活動を行っています。技術的・専門的な保守管理やアクセス解析等については、専門業者と打合せを実施しています。

サイトの見た目の向上、目的のページへの動線の整理、当会の施設やサービス紹介ページの充実、法律問題についての説明ページや会員向けのマニュアル・書式コンテンツの充実などに向けて活動しており、総じてこれらが当会公式ウェブサイトの使い勝手の向上に繋がるものと考えております。

直近では、GDPR (EU一般データ保護規則) が策定され、個人情報保護法が改正されたことに伴い、トップページに表示させるCookieの利用同意画面を

作成致しました。また、会員サイトのマニュアル書式と一般サイトの法律相談一覧の充実にも注力しています。当会ウェブサイトの目玉となるよう全力を尽くしますので、楽しみにお待ちください。

(右) 法律相談一覧画面
(下) Cookie利用同意画面



ブログ『マンガで学ぶ、身近な問題!』

広報委員会 マンガPT

座長 水落 一隆 (49期) 委員 木村 容子 (64期)

特集

対外広報のこれから ―座談会「学生・市民に訊く」／公式キャラクター「べんとら」誕生など―

1 マンガ企画の趣旨

現在、広報委員会の委員会ブログでは、「マンガで学ぶ、身近な問題!」というマンガを掲載しています (<https://www.toben.or.jp/know/iinkai/kouhou/manga/>)。これは、法律に関わる身近な話題や弁護士・弁護士会の活動等に対して、興味を持ってもらうための広報活動の一環です。

2 マンガのあらすじ

法や弁護士に少し関心を抱いていた小学校6年生の弁田学緒が、法律の勉強を諦めかけた時に、突然ニャニローことニャニローという妖精が現れ、ストーリーが始まります。ニャニローは法に興味を持ってもらうことを使命としており、学緒は、ニャニローや弟の権悟とともに、家庭や学校などを舞台に、ドタバタな日々のなかで法律を学んでいきます。



(掲載中のマンガの一部)

3 掲載中のテーマ

掲載中のテーマ (本稿執筆時現在) は、以下の通りです。

- 第1回 法律ってなに? 「六法」って? ~妖精がやってきた①~
- 第2回 法律ってなに? 「六法」って? ~妖精がやってきた②~
- 第3回 法律ってどうやってできるのかな
- 第4回 お店屋さんごっこで学ぶ ~契約って?~

4 今後の展開

今後、法律や弁護士に関わる身近なテーマを取り扱うなかで、学緒やニャニロー達を取り巻く不穏な動きや展開も予定しています。

学生の方、法や弁護士業に興味のある方々にはもちろんのこと、会員の方々にも、楽しみながらご覧いただけたら幸いです。

無料アプリ『べんとら』

広報委員会 べんとら PT
座長 伊藤 敬史 (56期)

1 便利な弁護士アプリ『べんとら』

当会でスマホアプリを作ろうという話が出たのは、2014年。若手会員の中で、「アプリでこういうことができれば、業務が効率化できていいよね」という声があがっていました。

それから会内や裁判所との様々な調整を経て、2016年7月にリリースされたのが『べんとら』です。

『べんとら』には、スマホアプリの特徴として、①持ち運びが簡単で、②情報へのアクセスが早く、③オフラインでも使用でき（一部機能を除く）、④研修情報やOJT相談の相談員募集など若手会員向けの有益情報などを知らせてもらえるといったメリットがあります。

なお、当会のキャラクター『べんとら』はアプリ『べんとら』に由来していますが、アプリ『べんとら』は「弁護士虎の巻」の略に由来しています。



2 『べんとら』の利用状況 (2023年11月8日アクセス解析)

『べんとら』の国内ダウンロード数は、現在約2万となっています。

1か月あたりの平均ページビュー（以下「PV」）数は4万659PV。1日平均約1355PVとなっています。前年の調査では、月平均約3万3000PVでしたので、ダウンロード数の増加に伴い、利用も増加傾向にあります。

利用の多いコンテンツのトップ10は、右表のとおりです。特にトップ3は、リリース以来、常に利用の多い人気コンテンツになっています。

順位	コンテンツ (トップページを除く)	PV数
1	【民事】養育費計算機能	17,559
2	【民事】婚姻費用計算機能	16,064
3	【民事】民事裁判申立手数料計算機能	7,728
4	【民事】傷害・後遺症慰謝料計算機能	3,947
5	【便利ツール】西暦⇄和暦	3,714
6	【便利ツール】生年月日⇄年齢計算機能	3,372
7	【便利ツール】期間計算機能	2,760
8	【便利ツール】利息計算機能	1,724
9	【民事】予納郵券額一覧表	1,527
10	【民事】逸失利益計算機能	1,193

(2022年5月1日～2023年4月30日調べ)

3 会員認証をしよう!

『べんとら』には、ログインIDとパスワードで会員認証を受けて利用する会員専用メニューと、会員認証を受けずに利用できる一般メニューがあります。

会員専用メニューには、研修情報、法律相談センター報酬計算機能、懲戒事例集などのほか、若手会員向けOJT相談の相談員募集など若手支援の有益情報をお知らせするコンテンツもあります。

会員のログインIDとパスワードは、当会ウェブサイトの会員ページにおけるログインIDとパスワードと同じです。ご自分のログインID、パスワードが不明な方は、広報課（TEL 03-3581-2251）にお問い合わせください。

4 最後に

『べんとら』は、必要に応じて少しずつ改善しています。2024年9月18日には、施設情報、法令集、法律相談センター報酬計算、懲戒事例などの情報のアップデートなどの改善をしました。

機能の追加や改善のご意見があれば、ぜひ、『べんとら』の「利用アンケート」にお寄せください。

『べんとら』が会員の皆様の業務の効率化、情報提供の強化につながれば幸いです。

▼ダウンロードはこちらから



市民集会『困ったもんだよ、マイナ保険証～本当に健康保険証を廃止していいのか?!～』実施報告

人権擁護委員会委員 清水 勉 (40期)

日本弁護士連合会（以下「日弁連」という）では一昨年9月に「マイナ保険証」取得の事実上の強制に反対する会長声明*1を公表し、昨年11月に「マイナ保険証への原則一本化方針を撤回し、現行保険証の発行存続を求める意見書」*2を取りまとめ、総務大臣、厚生労働大臣、デジタル大臣等に提出したが、政府は今年12月2日以降の健康保険証の発行中止方針を変えようとしない。この間、全国保険医団体連合会（以下「全国保団連」という）では全国の医療機関でマイナ保険証に関するトラブルが続出し医療現場では困っている実情*3を明らかにし、健康保険証の廃止に反対する全国的な運動を精力的に展開してきた。

日弁連はこの問題について市民集会を開催するよう全国の単位会に呼び掛け、当会では人権擁護委員会が中心となって8月22日、弁護士会館（霞が関）で市民集会『困ったもんだよ、マイナ保険証～本当に健康保険証を廃止していいのか?!～』を開催した。

日弁連情報問題対策委員会事務局長の出口かおり会員の基調報告

出口会員は自身がマイナンバーカード（以下「マイナカード」という）を取得してマイナ保険証の機能もつけて体験的に知ったことを説明した。

マイナカードを取得しただけでは健康保険証として使えない。健康保険証として使えるようにするには市町村の担当窓口に行って電子証明書機能付きのマイナカードを取得して、健康保険証として使うための申込手続きをしなければならない。これだけでも健康保険証が組合から一方的に送ってもらえるのと大違いだ。

健康保険証は病院受付で月1回提示するだけなのに、マイ



ナ保険証は毎回受付にあるカードリーダーに置いて顔認証が4桁の暗証番号を入力して本人確認し、同意事項の確認・選択を何回か繰り返してから、カードリーダーからマイナカードを取り出す作業をしなければならない。受付職員がカードを手にはしない。全部本人がやらなければならない。これは患者にとってかなりの負担だ。

12月2日以降健康保険証が使えなくなるかのような宣伝もあるが、新たに発行されないだけで実は使える。代わりに当面は組合から資格確認書が送られてくるが、当面がいつまで続くかだれにもわからない。

マイナ保険証にはほかにも困った問題がある。電子証明書の有効期間は5年。期間を経過するとマイナ保険証として使えなくなるが、この期間はマイナカードに書いてないから医療機関の受付で困る人が続出するだろう。

政府は、患者が医療情報の提供に同意すると医師や薬剤師が過去の処方薬や特定健診などの情報が見られるようになって適切な処方を受けられるようになると宣伝しているが、処方薬のデータ入力は3週間から1カ月遅れる。それに患者は同意する薬剤情報の範囲を決められない。一旦同意したらマイナンバーで紐づいているすべての薬剤情報がどの医療機関でも見られることになる。患者にとって嬉しいことなのだろうか。

* 1 : <https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2022/220927.html>

* 2 : https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2023/231114_2.pdf

* 3 : https://hodanren.doc-net.or.jp/info/news/230621_press/

大阪保団連が作成したマイナ保険証ビデオ*4

大阪府国民健康保険団体連合会の了解を得て約5分上映。手続きが複雑、毎回手続きが必要、車椅子の患者は手続きにくい、外字は読み込めないなどなど、患者だれにとってもこれまでの健康保険証の提示より手続きが遥かに面倒になったこと、そのため受付でトラブルが起こりやすくなっていることを映像でわかりやすく解説。医師らが役者になって大阪のノリで作っているだけに思わず笑ってしまうが、実際に起こっていることとして見ると、患者も受付も大変だと実感する。ネットでも見られるので、どうぞ。

全国保団連副会長の橋本政宏医師の基調講演



患者と医療機関にとって最も重要なことは病気や外傷に対する医師の診察・診断と治療。受診の受付作業後に速やかに診察に入ることが大切。緊急時は同時並行になる。診察と診断に向かう医師の思考は疾患の緊急性と重大性に集中している。感染対策が必要かどうかを考慮

する。新型コロナウイルスが疑われる場合は駐車場で診察や検査をする。そこでは顔認証付きカードリーダーは使えない。患者と医療機関にとってよりスムーズに診察に入れるのは健康保険証。マイナ保険証ではない。

患者がマイナ保険証を使いたがらないのは、マイナカードの取得手続きが面倒なのと、利用時のトラブルが多いから。医療を最も必要とする高齢者に不向きであることは明らか。深刻な事例では、マイナ保険証の受付がうまくいかず受診を諦めて帰宅した患者が急性心筋梗塞で亡くなった例がある。

高齢者施設では現在どこでも健康保険証を預かって受診必要時に備えているが、マイナカードと暗証番号を預かる施設はほとんどない。マイナ保険証を施設に預けられないことは家族の負担を著しく重くする。

医療情報の提供は患者本人の同意に基づくことが原則だ。

本来、だれがどのように利用するのかによって、同意するかしないか、また、同意するとしてもどの範囲で同意するのかについて、その都度自由に決められていいはずだ。それがマイナ保険証では一旦同意すると全部の処方薬の情報をどの医療機関でも見られてしまう。明らかに過剰だ。医師はいま自分が行う治療に必要な範囲でアレルギー歴や併用禁忌薬などがわかれば足りる。同意の取り方に問題がある。

なぜ政府はマイナ保険証をこり押しするのか。国の進める医療DXの本質は単なるデジタル化ではなく、国民の健康・医療情報を集積して分析し公的医療費を抑制することと、民間企業が医療情報を利活用できるようにすることにある。患者第一の従来の医療のあり方を否定するもので、医療従事者としては受け容れがたい。

健康保険証を続けるべきという世論を盛り上げることで重大な政治課題となり、健康保険証がこれからも続くようにしていきたい。

歯科医の受付では顔認証はいらない

対談コーナーでは、参加者から意見・質問を受け付け、人権擁護委員会委員の私が進行役となって、二人の対談を進めながら、途中で参加者に発言してもらうこともした。患者の同意が話題の一つとなった。一括同意は現在の個人情報保護法の解釈として違法ではないかという意見が紹介された。会場参加者の歯科医から「歯科医はどこも予約制だからマイナ保険証で本人確認をする必要がない。患者の口の中をみて治療するのが仕事で、パソコンの画面をみながら処方箋を書いているのではない」という意見が出た。

反響が大きかった参加者の声

会場・web参加者99名、アンケート回答49名。全体を通して満足の回答が75%前後、やや満足を加えると9割以上が満足と答えた。自由記載欄には30名の参加者がこの集会有意義であったと書いていた。

だれのための健康保険証の廃止なのか。当会はこれからもマイナ保険証一本化問題に取り組んでいく。

* 4 : ・ マイナ保険証 使われない理由はコレ https://www.youtube.com/watch?v=faR8fckYa_Y

・ マイナ保険証トラブル頻発 これは無理やる・・・ https://www.youtube.com/watch?v=j_EfKupPBXc



こちらから読んでね



2024年が終わる



東弁の意思決定過程

副会長 高島 希之 (54期)

主な担当業務：刑事弁護、刑事拘禁、刑事法、死刑廃止、非弁提携、非弁取締、法制、裁判員制度センター、弁護士研修、弁護士倫理、市民窓口、照会請求、日弁連法務研究財団等



本連載も副会長5人目になると重複を避けるのに苦心します。そこで、今回は少し趣向を変えて東京弁護士会の意思決定の過程を見渡しながら、理事者の役割や理事者室の雰囲気をお伝えしたいと思います。

1 総会

当会における最高の意思決定機関は総会です。予算・決算、会員の権利義務にかかわる会則・会規の制定・改正は総会の承認事項です。毎年6月頃に定期総会が開催され、予算と決算、重要人事その他が審議されます。特に予算は、新年度の執行部の活動方針に関する説明と承認という意味をもつため、理事者にとっては年度当初の最重要課題となり、定期総会を無事に終えると一息つくとともに、本格的な活動開始となります。

また、年度内に総会承認事項にあたる重要政策を進める場合には、12月又は翌年3月に臨時総会を開催する必要がありますが、政策の立案・会内での意見聴取と集約などには相応の時間を要するため、定期総会終了後から直ちに着手して間に合うかどうかといったところです。

2 常議員会

総会に次ぐ意思決定機関は常議員会です。総会上程事項、規則の制定・改正、意見書など会としての対外的意思表示といった重要議題は常議員会の承認事項です。毎年2月の選挙で選出された80名の常議員を構成員として毎月1回開催されます。年間の開催日は予定されているため、例えば規則改正や意見書発信などの常議員会承認事項は、どの常議員会での承認を目指すかによって各委員会等の準備スケジュールが逆算して決まっていくのが通常であり、理事者はもちろん、当会の会務全体のペースメーカーのような役割も果たしているといえます。

3 理事者会

毎週1～2回、会長・副会長・監事を構成員として開催される会議体です。常議員会上程事項、日弁連・関弁連・東京三会のほか外部団体との連携、内規等の制定・改正、会長声明等の対外的意思表示など広範な事項について審議、承認します。毎回、午前9時30分から午前中いっぱい予定がとられていますが、議論が白熱し時間不足で継続審議となることもよくあります。理事者を中心とした少人数の会議であるため、各自の個性がよく出ます。無駄を極力排除して議案に集中する二瓶筆頭副会長、大きな声で明快な立場がブレない町田副会長、論理的なポイントの指摘が的確な廣瀬副会長、困難議案でも明るく元気なムードメーカー福崎副会長、丁寧な説明と用意周到な三枝副会長（+私）がそれぞれの観点から意見を述べて一回りすると、不思議なことに概ね方向性が定まってきます。それでも意見が分かれたときには、全員の考えを聴いた上田会長が意見を述べられます。当会の理事者会は合議制で会長に特別の権限はありませんが（一弁と二弁は大統領制のようなかたちで会長が最終的な決定権を有しているそうです）、これで最終的な方向性が決まるのが通常です。

副会長として会務を担当するに際し、理事者会から常議員会、そして総会へと手続きを進めていくにあたっては、それぞれの構成員や出席者だけでなく、意見照会その他の場面を通じて、例えば各種委員会でも専門的に研究・活動している会員、各会派の執行部や会務・政策委員として活動している会員、近年の役員経験者など様々な方々の建設的なご意見に支えられ、東弁の意思決定はそのような「オール東弁」で決まっているということを実感します。



第31回 2024年 沖縄シンポジウム沖縄とともに—慰霊の日を迎えて—

人権擁護委員会沖縄問題対策部会 寺崎 昭義 (24期)

1 はじめに

「慰霊の日」を翌日にひかえた2024(令和6)年6月22日、標記のシンポジウムが開催された。6月23日は、太平洋戦争下の沖縄戦において、組織的な戦闘が終了したとされている。この日を、沖縄県は、「慰霊の日」と定め、糸満市摩文仁の平和祈念公園で、沖縄全戦没者追悼式を行っている。

沖縄県民を巻きこんだ数か月にわたる地上戦、「鉄の暴風」と称されるアメリカ軍の砲爆撃などで、沖縄県民の2割を超える民間人が犠牲となっている。戦争の記憶を風化させないこと、住民が戦闘に巻き込まれ多くの犠牲者を出した沖縄の歴史を忘れないことをテーマとしてシンポジウムが開催された。

2 第1部 戦後の沖縄に米軍、自衛隊が駐留することによって生じる被害の実態

第1部は、1959(昭和34)年6月30日の宮森小学校米軍機墜落事故の体験者で、自衛隊訓練場設置計画の断念を求める会事務局長の伊波洋正氏が講演を行った。

1959(昭和34)年6月30日、石川市(現うるま市石川)の宮森小学校とその付近の民家に米軍ジェット機が墜落炎上し、死者17名(うち児童11名)、負傷者210名(うち児童150名)、民家17棟、公民館1棟、小学校の3教室が全焼、2教室が半焼する大惨事が発生した。伊波氏は、事故当時、宮森小学校1年生であった。伊波氏は、この宮森小学校米軍機墜落事故の惨状について目に涙を浮かべながら話された。また、伊波氏は、沖縄における本土復帰後も現在に至るまで続く米軍による人権無視、米軍による事件の被害の実情について話された。

そして、伊波氏が取り組んだ自衛隊のうるま市石川の住宅地に隣接する土地でのミサイル訓練場設置計画を「保革」を超えた運動により断念させたことを話された。

伊波氏の講演後、藤川元部会長が、宮森小学校米軍機墜落事故や、米軍の謝罪・再発防止策・被害者への損害賠償や、うるま市石川の自衛隊訓練場計画を断念に追い込んだ原動力などについて伊波氏と対談を行った。

3 第2部 近代沖縄と日本の国防

次いで、近代沖縄と日本の国防について、宮平真弥流通経済大学法学部教授が講演された。宮平氏は、日本の国防における沖縄の位置づけについて、福澤諭吉の1886(明治19)年9月21日の「時事新報」で発表された意見を紹介し、福澤が「欧米列強への防備を固めよ」との主張の中で八重山への軍艦配備、兵の駐屯を訴えていたことを述べ、明治期からの日本の近代化の誤りについて話された。そして明治期からの沖縄に対する差別について話され、沖縄戦において、日本兵による沖縄住民に対する残虐行為の法的根拠は軍機保護法にあることを指摘された。沖縄の方言を話すものをスパイ視する、第32軍の「軍人軍属間ワズ標準語以外の使用ヲ禁ズ」、「沖縄語ヲ談話シアルモノハ間諜ト看做シ処分ス」(32軍参謀 長勇)との「スパイ視」について話された。

宮平氏の講演後に、滝沢香部会員が、近代以降終戦までの日本政府の沖縄に対する対応と現在進んでいる自衛隊配備増強の動きとの共通性、「沖縄住民に対する蔑視」などについて宮平氏と対談をした。

4 シンポジウムを終えて

シンポジウムと併せて、6月18日から22日まで、弁護士会館1階において、宮森小学校米軍機墜落事故の写真を中心に、沖縄戦時及び現在の辺野古基地建设についての写真展が開催された。

参加者からのアンケートでは、伊波氏の講演について「宮森小学校事故の経験に基づいた話、沖縄の米軍の暴行、被害の具体例、体験談や事実をもとに話され説得力ある内容だった」「『市民運動が変える事』を理解しました」などの感想がよせられた。

宮平氏の講演については、「明治期からの日本の近代化の誤りもストレートに講義していただき、視野が広がった」、「明治時代から差別の土壌が作られていたので、変えていかなければならないと思いました」「視野を広げて危機感をもって自分事として考えます」などの感想がよせられた。

東弁今昔物語 ~150周年を目指して~

第29回 著名事件と弁護士活動

司法改革総合センター幹事・東京弁護士会歴史研究会 殷 勇基 (48期)

1 政党政治の時代の終わり、言論、宗教弾圧事件、右翼テロ事件

1925年には普通選挙法が成立したが、政党内閣の時代は、5・15事件(1932年)の犬養毅首相暗殺により終わりを告げ、軍部が発言力を増大させた。そして、治安維持法によって、多くの言論、宗教弾圧事件が起こった(ただし、弾圧事件を直接、引き起こしたのは軍ではなく、もちろん警察、検察であったし、有罪判決を出したのは裁判所)。他方で、右翼テロ事件も多く発生した。これらの事件について当会会員の弁護士たちも弁護を担当した。

2 学問・思想・言論弾圧事件

京都学連事件(1926年)、共産党弾圧事件(1928~29年)、裁判官赤化事件(1933年)、人民戦線事件(1937年)、河合栄治郎事件(1938年)、横浜事件(1942~45年)などの弾圧事件が引き起こされた。これらの事件の多くで治安維持法が「駆使」された。なかでも横浜事件では特高警察による拷問が多く行われた。裁判官赤化事件では、共産党のために活動資金を集めたり、機関紙の「赤旗」を送付したというようなことだけで、裁判官や(裁判所)書記などが立件された。鈴木義男弁護士、清瀬一郎弁護士などが弁護を担当したが、裁判所は実刑判決を含む有罪判決をした。海野普吉弁護士が弁護人となった河合栄治郎事件では、河合東大教授の『ファシズム批判』など自由主義的書物の出版が、出版法27条の安寧秩序を害する書物を出版した罪で有罪とされた。京大滝川事件(1933年)、天皇機関説事件(美濃部達吉東大名誉教授。1935年)に引き続く学問弾圧だった。

3 宗教弾圧事件

宗教も、天皇制国家イデオロギーに反するとして弾圧の対象となった。日本政府は、天理教(1928年)、大本教(1935年。第二次大本教事件)、ひとのみち教団(1936~37年)などを、「国体と相容れざる邪教」だとして、「不敬罪」等を使って、弾圧した。

4 右翼テロ事件

ファッション化の過程で、左右の政治家に対するテロ行為が繰り返された。山本宣治暗殺事件(1929年)、浜口雄幸狙撃事件(1930年)、血盟団事件(1932年)、5・15事件(1932年)、神兵隊事件(1933年)などである。テロ行為が刑事法廷や軍法会議で裁かれた。血盟団事件は民間右翼と軍部が結託した最初のテロ事件であり、前蔵相の井上準之助や、三井財閥の団琢磨が殺された。天野辰夫弁護士らが弁護人となったが、担当裁判官の更迭を迫ったり、忌避申立を繰り返すなどの攻撃を行った。裁判長はこれに屈して、市ヶ谷刑務所に被告人を訪ねて、裁判の進行に関する意見を求めた。当然ながら、裁判の威信を冒瀆すると非難を受けた。神兵隊事件は、天野弁護士(血盟団事件の弁護人)らが首相官邸、警視庁、政党本部、日本勧業銀行などを一斉に襲撃し、首相、警視総監らを殺害する計画を立てたが、事前に察知されて未遂に終わった。内乱予備罪で大審院の裁判にかけられたが、天野ら被告人は公判廷を「国体明徴」の戦場であるとし、裁判長を忌避したり、審理を拒否したりし、さらに、立会検事と裁判長に、天皇機関説についての意見表明を求めた。立会検事と裁判長は、天皇機関説は国体違反の邪説である、などと表明した。裁判所は、「未然に発覚して実害なく、動機、原因、目的において、憫諒すべきものがある」として刑を免除した。

憲法訴訟のいま

第4回 安保法制違憲訴訟 その2

憲法問題対策センター事務局長 棚橋 桂介 (66期)



1 はじめに

今回は、「安保法制違憲訴訟 その2」として、憲法解釈を変更して集団的自衛権の行使を容認した7・1閣議決定*1及びそれに基づく新安保法制法*2の違憲性について取り上げる*3。

7・1閣議決定及び新安保法制法については、日弁連及び全ての単位弁護士会が違憲性を指摘する意見書や会長声明等を発出し、圧倒的多数の憲法学者、元最高裁長官・判事、元内閣法制局長官等も違憲性を指摘したが、早10年が経過しつつあり、憲法秩序を保持・回復する責務（これは人権の擁護と社会正義の実現という弁護士の使命の根底にあるものである）を負う弁護士にとって、ここで憲法違反のポイントを再確認しておくことは有益であろう。

2 7・1閣議決定より前の政府解釈

7・1閣議決定の前は、政府は、長年に亘り、一貫して、自衛権の発動は次の三要件を満たす場合に限りられるとしてきた*4。

- ① 我が国に対する急迫不正の侵害があること、すなわち武力攻撃が発生したこと
- ② これを排除するために他の適当な手段がないこと
- ③ 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

そして、政府は、憲法9条の下では、自国が武力攻撃を受けていない状況下で我が国が同盟国等のために武力行使をすることは許されない（上記①に反する）との憲法解釈を一貫して堅持し、それを変更するの

であれば憲法改正が必要であるとしてきたのであり、このような解釈は憲法典の条文の文言の間隙を埋める有権解釈として憲法規範となっていた。政府がこのような解釈をとる理由を述べたものとして、1972（昭和47）年10月14日に参議院決算委員会に提出された政府見解（いわゆる昭和47年政府見解）がある。少し長くなるが、その中心部分を引用する。

「憲法は、第9条において、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているが…（中略）…わが国がみずからの存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄していないことは明らかであつて、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはどうもい解されない。しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないのであつて、それは、あくまで外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものである。そうだとすれば、わが憲法の下で武力行使を行なうことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであつて、したがつて、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないとはいわざるを得ない。」

*1：2014（平成26）年7月1日になされた「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する閣議決定。

*2：2015（平成27）年9月19日に強行採決により成立した、自衛隊法をはじめとする10本の法律の改正法である平和安全法制整備法及び新法である国際平和支援法を、本件訴訟ではこのように総称している。

*3：紙幅の都合上、集団的自衛権の行使を容認した点に絞りに、また基本的に山梨訴訟の控訴審（東京高裁）及びいわき訴訟の控訴審（仙台高裁）における早稲田大学の長谷部恭男教授の尋問の内容に沿って整理することとする。

*4：①及び②は、自衛権の発動が許されるための前提条件であり、③は、自衛権の行使としての武力の行使が許される限度、いわば行使の要件である。

ここでは、他国への武力攻撃によって日本国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される状況が発生することは法理上あり得ないということが当然の前提となっていることに注意を喚起しておく。

3 7・1閣議決定による解釈変更が許されないものであること

7・1閣議決定は、安全保障環境の変容・変化のみを理由に、「我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されると考えるべきであると判断するに至った」とする。

しかし、「国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される」状況という概念は、そもそも個別的自衛権のみが許され集団的自衛権の行使が認められないことを説明するために用意されたものであり、この概念だけを切り出してそうした状況下では集団的自衛権の行使も認められるとする解釈変更は、全く筋が通らない。自国を防衛するための個別的自衛権と他国を防衛するために他国の要請に応じて武力を行使する集団的自衛権とは、その本質を異にしており、前者のみが許されるとするその論拠が後者の行使を容認するための論拠となるはずがない。

また、7・1閣議決定は、政府の憲法解釈には法的

安定性も要求されるとしながら、その点については何も述べていない。しかし、「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険」といういかにも限定的に見える法案の文言と、地球の裏側まで自衛隊を派遣しようとする政府の実際の意図との間には、常人の理解を超えた異様な乖離があり、この文言が持つはずの限定的な役割は実際には否定されている。新たな解釈の下、政府がいかなる場合に武力を行使するかが曖昧模糊とした不確実性を帯びるものとなり、武力行使の限界に関する法が消失した状況になってしまっている*5。

このように、7・1閣議決定及びそれに基づく新安保法制法は、論理的整合性も法的安定性も欠如したものであり、このような破綻した論理に基づいて、長年に亘り繰り返し政府によって表明され国民に対する約束としての性格を帯びる、個別的自衛権の行使のみが現在の憲法9条の下で認められるとの有権解釈を変動させたことは、明らかに違憲である。

4 補足

安保法制違憲訴訟においては、7・1閣議決定及び新安保法制法の違憲性について、集団的自衛権の行使は憲法9条1項の禁ずる「国際紛争を解決する手段として」の武力行使そのものである点で違憲である、他国防衛のための軍事的実力の保持は同条2項が禁じる「戦力」の保持というほかない点で違憲である、同条は集団安全保障政策を選択し同盟政策への回帰を禁じており、集団的自衛権＝同盟政策への完全な移行は違憲である等の主張もしているが、これらの詳細については紙幅の都合上割愛する。

* 5：集団的自衛権の行使に関して明確な限界が存在しないことは、ホルムズ海峡での機雷掃海活動が許容されるか否かについて、連立を組む与党の党首（安倍晋三自民党総裁と山口那津男公明党代表（いずれも当時））間でも見解が異なっていたことから明らかである。



第2回 老後の備え (下)

厚生委員会 委員 柿崎 弘行 (63期)

1 国民年金基金のメリット等

前回述べたとおり、国民年金基金は、厚生年金非加入者の受け皿として重要であるが、厚生年金と同等の受給額を国民年金基金で確保しようとした場合、いくらの掛金が必要なのだろうか。加入時の年齢を夫婦とも30歳0か月とし、国民年金の上乗せ分を夫婦で月10万円とするためには、夫婦2人分で月5万6400円*1、夫婦2人分の国民年金保険料との合計で月9万0360円の支払いが必要である*2。

これに対して、厚生年金の場合は月8万0520円、配偶者1人分の国民年金保険料との合計で月9万7500円の保険料を支払うこととなるが、雇用主との折半であるため、実質的な負担額は合計5万7240円である*3。そうすると、自らが経営者でない場合、つまり多くの若手弁護士にとっては、国民年金基金よりも厚生年金の方が有利と言える。

他方、事務所を営む弁護士は、事務所を法人化しない限り厚生年金に加入できないし、任意適用申請により勤務弁護士や事務職員を厚生年金に加入させることも難しい場合がある。国民年金基金は、厚生年金と同等の保障が得られるよう、税制上の優遇措置もあり*4、特にベテラン層の弁護士にとっては重要な制度である。

掛金や給付内容は自由に設計できるので、ゆとりある老後生活費を概ね満たすことを目標にするならば、掛金を夫婦で月13万4530円とし、国民年金基金からの受給額を月24万円とすることも可能である*5。国民年金の受給資格期間を満たしていない場合など一定の条件下で65歳まで加入できる点も、厚生年金より使いやすい。予定利率は1.5% (2024年4月時点) であり、少なくとも銀行預金と比べれば、はるかに有利な制度である。

2 互助年金

国民年金は1階、厚生年金は2階と呼ばれ、3階が企業年金とされる。企業年金には、厚生年金法に基づく厚生年金基金、確定給付企業年金法に基づく確定給付企業年金、確定拠出年金法に基づく拠出型企業年金保険 (企業型確定拠出年金) の3種類があり、日本弁護士連合会が運用する拠出型企業年金保険が「互助年金」である。厚生年金又は国民年金基金に上乗せして加入することが可能であり、2024年3月末時点で9546人が加入している*6。

例えば加入時の年齢が30歳0か月の場合、月1万5000円の掛金で男性なら月3万6420円、女性なら3万2520円の年金を受給できる*7。また、厚生年

*1: 国民年金基金連合会「掛金・年金額を調べる」。 <https://www.npfa.or.jp/check/>
夫婦それぞれ4口ずつ、全て終身年金A型の場合の合計金額。終身年金B型 (保証期間なし) なら掛金を抑えることもでき、また2口目以降は確定年金 (I型からV型まで5種類あり) を追加できる。

*2: 日本年金機構「国民年金保険料」。2024年は1人あたり月1万6980円。
<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/hokenryo/hokenryo.html>

*3: 日本年金機構「令和2年9月分 (10月納付分) からの厚生年金保険料額表 (令和6年度版)」。標準報酬月額が44万円の場合の金額。
<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo/ryogaku/ryogakuhyo/20200825.files/R06ryogaku.pdf>

*4: 年間81万6000円まで掛金全額、専従配偶者も加入した場合は2人分が所得控除できる。また受給の時点でも公的年金等控除の対象となる。

*5: 前掲「掛金・年金額を調べる」。30歳0か月で男性12口、女性10口、全て終身年金A型の場合の合計金額。

*6: 日本弁護士連合会「共済制度加入のおすすめ」2024年5月版。

*7: 日本弁護士連合会「2024年10月1日始期 弁護士共済制度 (拠出型企業年金保険) 互助年金 A種・B種 加入のおすすめ」。A種で年金開始年齢を66歳 (払込期間36年) の場合の金額。

金及び国民年金基金にはないメリットとして、84歳未満まで加入できること、途中解約の場合は返戻金を受け取れること等がある。予定利率は1.135%（2024年5月時点）とされており、厚生年金又は国民年金基金の上乗せとして、積極的に活用すべきだろう。

3 iDeCo（イデコ）

企業型確定拠出年金が会社員向けの制度であるのに対し、自営業者向けに創設されたのが個人型確定拠出年金、すなわちiDeCo（イデコ）である。確定拠出年金法に基づき、国民年金基金連合会が運営しており、近年拡大を続けている。

会社員は月1万2000円から2万3000円が拠出限度額となるが、自営業者は月6万8000円（国民年金基金との合算）まで税制上の優遇措置があり*8、特に自営業者に有利な制度である。主流は確定年金だが、一部で終身年金もある。ほぼ全ての国民が加入できるので、事務所を経営する弁護士にとっても重要な選択肢のひとつである。

4 小規模企業共済

小規模企業共済は経営者の退職金制度と呼ばれており、小規模企業共済法に基づき中小企業基盤整備機構が運営している。加入者は2023年3月末時点で約162万人であり、運用資産額は11兆1313億円である*9。

個人で事務所を経営する弁護士はもちろん、弁護士法人の社員弁護士も、従業員が5人以下であれば加入できる。万一、経営が厳しくなっても、途中解約せず掛金の範囲内で貸付を受けることができる。税制上の優遇措置があり*10、予定利率は1%（2023年9月1日時点）とされているので、弁護士にとっても利用価値のある制度である。

5 その他の個人年金

民間の金融機関が保険商品として提供する個人年金は多数あり、主流は10年又は15年の確定年金である。東京都弁護士協同組合の個人年金は、予定利率1.35%（加入から年金開始まで25年以上の場合）で、最短では保険料の払込期間を5年とし、5年又は10年の確定年金として受給することが可能であり、災害死亡時には割増給付金もある。

6 小括

老後の備えとして各種制度を紹介したが、まずは国民年金及び厚生年金の受給見込みを確認し、さらに国民年金基金及び互助年金を組み合わせ、夫婦で月23万円を目安に生活費の確保を図るべきと思われる。その上で、iDeCo、小規模企業共済、その他の個人年金等も併用し、ゆとりある老後生活費としては夫婦で月38万円を目標に準備するのが適切であろう。本稿が少しでもお役に立てば幸いである。次回は病気・事故への備えを取り上げる。

*8：国民年金基金連合会「iDeCo公式サイト」。 <https://www.ideco-koushiki.jp/guide/>
掛金全額の所得控除、運用益は非課税で再投資、受給の時点で公的年金等控除又は退職所得控除となる。

*9：中小企業基盤整備機構「小規模企業共済とは」。 <https://www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai/>

*10：同上。掛金全額が所得控除の対象、受給の時点では公的年金等控除又は退職所得控除の対象となる。

わたしの修習時代

紀尾井町：1948-70

湯島：1971-93

和光：1994-

44期(1990/平成2年)

リハビリ期間だった修習時代



会員 金澄 道子 (44期)

1 1990年4月に前期修習が始まりました。各クラス50人で10クラスでした。

自宅起案では、白表紙ごとに先輩から受け継いだ論点に直結した論文を読み、起案をし、教官の講評を聞くという、毎日が法曹になることに直結していることを実感できた日々でした。教官宅訪問では、各教官がご自分の人生観やご家庭の様子なども含めて、法曹としての生活・生き方を示してくださいました。そんな前期中、私は自分の適性に迷うことがあり、「山小屋のおばさんになれば良かった」とこぼしたところ、同期から「あなたのために1人不合格になっている人がいるんだから、がんばらなければならない」と諭されました。

勉強以外にも、毎日のように事務所訪問に行っていたため、ついには飲み過ぎでダウンし、医務室のお世話になりました。見学旅行では、解散後にクラスの仲間と日光白根山にテント泊で登る予定だったため、大きなリュックを担いで研修所に登庁して驚かれたり、午前中で講義が終わるときにはディズニーランドに繰り出し、園内至る所で背広を着た修習生と鉢合わせをして、笑ったものです。

2 1年4ヶ月の実務修習地は札幌でした。山があること、カニ・いくら・ウニが好物という理由で希望しましたが、まさに理想の街で、検察庁ですすめられた業者から29万円のボロ車を買って、毎週のように山に海に出かける素晴らしい生活でした。冬になると、車にスキーを積んで地裁に登庁し、退庁して30分後には滑り出すことができたので、一冬でスキーも大分上達しました。夏にはテントを持って道東を回り、知床

旅情の歌で有名な国後島が一望できる公園の水道で髪を洗ったことも、若かったからできたことです。

刑事弁護では、配属先の弁護士が被告人の生い立ちから遡って事件の背景・今後の更生の可能性を分析した素晴らしい弁論をし、いわゆる量刑基準より軽い判決になったことがありました。感動して同期に話したところ、「裁判官は検察官の求刑に則った判決をすればよいのだ。人によって量刑が異なるようでは公平性に欠ける」と言われ、「それでは裁判官の意味がない」と主張する私と口論になったことがありました。各自が自分の描く法曹の理想像をもっており、1人1人がその理想に近づけたのか、この原稿を書きながら考えています。

3 後期は起案に明け暮れていましたが、弁護士志望者は比較的のんびりしており、いわゆる2回試験前の休みにはスキーに出かける人も多く、新宿駅では何人もの同期を見かけました。そして、試験が終わると、ここぞとばかり海外旅行に出かけていきました。私は母とバックパッカーでイタリアに行きましたが、ベネチアの駅・フィレンツェのウフィツィ美術館の列・ミラノのB&B(小規模宿泊施設)と、さまざまな場所で同期と会いました。

4 遊んでばかりの修習期間のようですが、暗かった受験時代から人間を相手にする法曹となる橋渡しとしてのリハビリ期間だったと思います。そんな私達を、将来の法曹の仲間として尊重し、丁寧に育ててくださった教官・実務修習先の先輩方の熱意を思い出すと、今でも感謝の気持ちでいっぱいになります。

未長く活動するために

会員 梅田 弘文

1 はじめに

ご縁があって、76期リレーエッセイ執筆の機会をいただきました。過去の記事を遡って読むほどにLIBRAを愛読しているので、大変光栄に思っています（特に好きな記事は、「東弁今昔物語～150周年を目指して～」や「ある法律事務所職員の体験から」です）。

早いもので、弁護士になって半年以上が経過しました。事務所では、本当に多種多様な事件を担当させていただいています。また、会派では、日常業務とは異なった貴重な経験をさせていただいています。おかげさまで、新鮮で充実した毎日を過ごしています。

一方で、当然ながら、悩んだり苦労したりすることも多いです。そこで、弁護士として未長く活動するために、以下の点に留意するようにしています。

2 素直に質問する

新人弁護士は、初めて経験することが多く、経験を基に処理できることが少ないです。もちろん、分からないことは自分で懸命に調べるわけですが、調べてもなかなか見通しが立たないということもあります。相談すべきタイミングは、ものによって異なるでしょうが、いずれかのタイミングで、素直に教えを乞うことが大切のように思われます。事件と離れた仕事のやり方についても、経験豊富な先輩弁護士を参考にすべき点が多いので、そのまま真似したりしています。

事務所内では、所長弁護士をはじめ弁護士や事務局の皆様、事務所外では、当会の研修担当の先輩弁護士の助言を受けながら、日々の業務に励んでいます。

3 悩みは共有する

日々の業務の中では、悩み事が自然と浮かんでき

ます。その内容は様々ですが、重たい悩みほど早めに共有するようにしています。

悩みは打ち明けるだけでも楽になりますし、多くの場合、親身になったアドバイスをいただけます。特に、ベテランの先輩方の経験談に基づいたアドバイスは、本当に貴重です。一人で悩んでいても、なかなか気付いてもらえないので、自分から相談することがポイントのように思われます。

私の場合、事務所内はもちろん、会派の先輩や司法研修所でお世話になった元教官である方々をはじめとした皆様に悩みを聞いていただいています。

4 休養をサボらない

食事や睡眠はもちろんですが、趣味や運動を通じた休養もおろそかにしないようにしています。

私は、ヤクルトファンなので、神宮球場に頻繁に通っています。神宮のスタンドで夜風に打たれながらビールを飲んでみると、幸せな気持ちになれます。また、無心になれるので、ランニングも習慣にしています。夏の間はサボりがちですが、フルマラソン4時間切りを達成するために、秋からは走り込むつもりです。

5 結びに

さて、ここまで留意していることをまとめてきましたが、未長く活動する中で、基本的人権を尊重し、社会正義を実現することを使命とする弁護士として、在野法曹に課せられた責務を果たしていきたいと思っています。

皆様には、ご指導ご鞭撻を賜りたく宜しく願い申し上げます。

『サマータイムマシン・ブルース』

2005年／日本／本広克行監督作品

時をかけるクーラーのリモコン

会員 後藤 柁哉 (72期)

季節は夏。

リモコンが壊れてクーラーが使えなくなった部室の中で、くだらない会話を繰り返す大学生6人組の前に、突如、未来からやってきたタイムマシンが現れる。どうやら、最大99年間、過去にも未来にも行けるらしい。大学生達は、どこ（いつ）に行って何をするか、話し合う。そして、うだるような暑さの中で、彼らが決めた使い道は、「昨日に戻って、壊れる前のクーラーのリモコンを取ってくる」ことだった。

本作は、劇団「ヨーロッパ企画」の舞台公演を原作とした、SF青春コメディである。最初は一日前に戻ってリモコンを取りに行くだけだったが、タイムパラドックスを回避するためにタイムトラベルを繰り返し、物語は徐々に複雑な様相を呈していく。本作の魅力は、なんとんでも、張り巡らされた伏線が回収されていく精緻な脚本と、登場人物達が繰り返す軽妙な会話劇であろう。

私は、本作を鑑賞するたびに、羨ましいという感情を覚える。

もっとも、過去にも未来にも行けるタイムマシン、それ自体を羨ましいと思うのではない。過去というのは今に繋がる軌跡であって、それを改変することは、今の自分を受け入れてくれる大切な人の思いを裏切るような気がするからである。また、将来、自分がどうなっているのかについても、あまり興味がないので、未来を知りたいとも思ったことがない。

他方で、時間を持て余し、利害関係とは切り離された、純粋な友情のみで他人とつながっていた学生時代、

『サマータイムマシン・ブルース』
Blu-ray：¥4,180（税込）
DVD（スタンダード・エディション）：
¥2,750（税込）
発売元：ショウゲート
販売元：ポニーキャニオン
© 2005 ROBOT/東芝エンタテインメント/博報堂DYメディアパートナーズ/IMAGICA



目の前に突然タイムマシンが現れたら、何をしようかと、この映画を見るたび、空想に耽る。そして、昨日に戻ってリモコンを取りに行くという、大変にくだらない目的を超えるタイムマシンの面白い使い道は、自分には思いつかないだろうと、悔しい思いを噛み締めながら、大騒ぎを繰り返す登場人物達が羨ましいと思うのである。

また、本作を鑑賞する際のポイントとして、もう一つ、主人公が登場人物の一人に抱く恋心を挙げておきたい。恋愛要素は、時間跳躍を題材とする作品との親和性が高く、同様のテーマを取り扱う諸作品においても、重要な役割を担っている。これは、あの時こうしてれば、という後悔が、恋愛において多くの人が共通して持つ感情であるからであろう。もっとも、本作における恋愛要素は、過去の選択をやり直したいという動機付けではなく、エンドロール後の展開を示唆するオチとして登場する。作品全体を通じて提示される「未来に起こる出来事は、予め決められているのか」という問いかけに絡んだ、本作を締めくくるに相応しい、爽快感のある秀逸なオチとなっているので、是非、ご注目いただきたい。

本作は、約20年前に公開された映画であるが、決して古臭さを感じさせることはない。それは、馬鹿げたことを繰り返す学生の姿に、今も昔も、違いはないからであろうか。本作の魅力を理解した読者は、ヨーロッパ企画が制作した映画「ドロステのはてで僕ら」（山口淳太監督、2020年）と「リバー、流れないでよ」（山口淳太監督、2023年）についても、鑑賞してみたい。いずれも、時間を題材としたSFコメディの傑作である。



春駒に会いたい！

会員 松元 明美 (69期)

1 初めての都井岬

私は、小さい頃から動物が大好きで、旅行先でも、動物園があれば、そちらに立ち寄りたい方である。

ある時、宮崎県串間市に野生の馬（以下「御崎馬」という）が生息していることを知った。機会があれば是非行ってみたいと思っていたところ、2020年の秋頃、法事で鹿児島県に行くことになったので、この機会に立ち寄ることになった。

御崎馬が生息している串間市の都井岬は、宮崎県の最南端にある。時間的な制限があったので空港からレンタカーで移動した。御崎馬が外に出ないように設置されている「駒止の門」というゲートにて、野生馬保護協力金を支払う。暫く車を走らせ、観光交流館の入り口付近で念願の第一御崎馬を発見した。たてがみに「ひつつきむし（オナモミ類の雑草）」をいっぱいくっつけて、草を食べていた。この馬は、生まれて1年も経っていないようで、他の馬より体が小さかったが、人間が近づいても気にせず草を食む姿が印象的だった。ゴールデンウィーク頃に訪れると、生まれたばかりの子馬（「春駒」と呼ばれている）が見られると聞き、機会があれば訪れたいと思った。

2 2回目の都井岬

そんな中、都井岬に御崎馬が遊びに来るキャンプ場があることを知った。「これしかない！」と思い立ち、春駒が生まれるゴールデンウィーク頃にそのキャンプ場に行くことに決めた。

キャンプギアを持参するため、飛行機ではなく自家用車で移動した。

東京都から宮崎県の最南端までの移動距離は、約1200キロメートルもあり、高速道路を利用してノンストップで運転しても約17時間はかかるが、私は、「春駒に会いたい！」一心で、躊躇なく自家用車で移動した。

キャンプ場にて、朝6時30分頃、テントから外を覗

いてみるが、御崎馬の姿はない。車で春駒を探しに行くと、小高い丘の上に昨日生まれたばかりの春駒とその母馬らを発見した。春駒は、母馬の近くで寝ていた。昨日生まれたばかりの春駒と母馬が、ここまで移動して来たのだと思うと、馬のたくましさ、自然の厳しさを感じた。



キャンプ場に戻ってみると、なんと、別の春駒と母馬が遊びにきていた。母馬は、人間が春駒に近づかないように警戒していたので、距離をとって見守った。春駒は、脚をハの字にしながらよちよち歩き、母馬は春駒を気かけ、寄り添うように歩いていた。童謡の歌詞そのものであった。その姿にまたも感動した。

その後も、御崎馬を観察して歩いた。何時間見ても飽きなかった。結局、キャンプ場をチェックアウトした後も名残惜しくて、暫く御崎馬を観察して回った。

可愛いだけではない、自然界で生き抜く彼らの姿は感慨深かった。

可愛いだけではない、自然界で生き抜く彼らの姿は感慨深かった。

3 3回目の都井岬

実は、今年（2024年）のゴールデンウィークも、都井岬を訪れた。今回は、滞在時間が少なく、なかなか春駒に出会うことができなかったが、小高い丘の斜面で、観光客に囲まれながら、すやすや眠る春駒に出会うことができた。相変わらず、可愛くて時間を忘れて見守った。

次に都井岬を訪れる機会に恵まれたら、別の季節に訪れてみたいが、どうやら青森県にも野生馬がいるらしいので、今度はそちらにも行ってみたいと思う。